

マイクロバスの 貸出方法が変更となります

窓口に行かずに
申請OK



町内の公共的団体や町立小中学校のクラブチームに貸し出しを行っている公用車（29人乗りマイクロバス）の貸出方法が、令和8年度より変更となります。

主な変更点

1 電子申請システムによる申請に変わります。

これまで紙の申請書による申請をしていましたが、今後はスマートフォンやPCを通じた「電子申請システム」による申請に変更となります。
(電話にて車両の仮予約を行ってから電子申請を行ってください。)



紙の申請書での申請



スマートフォンでの申請

or



パソコンでの申請



対象車両

- ・高知200さ785
- ・高知200さ678

2 運転手は公用車使用団体の皆様で確保をお願いします。

役場から運転手の指定は行いません。公用車使用団体の皆様で確保をお願いします。
(役場は車両のみを貸し出します)



変更時期

※令和8年3月31日受付分までは従来通りの申請方法とします。

令和 8 年 4 月 1 日 受付分～

事業概要



貸出対象車両

A 29人乗りマイクロバス 高知200さ785

＜運行管理主管課＞
十和地域振興局 地域振興課
＜駐 車 場 所＞
十和地域振興局

B 29人乗りマイクロバス 高知200さ678

＜運行管理主管課＞
総務課（公共的団体）
学校教育課（町立小中学校）
＜駐 車 場 所＞
窪川中学校

貸出対象団体

- ・本町の区域内に事務所または活動拠点を有する公共的団体
- ・町立小中学校

貸出対象事業

視察、研修、大会参加その他公共の利益に資する事業の実施に際し、公用車を貸し出します。

※飲食、娯楽、レジャー等を主たる目的としたものや他に無料送迎バス等の交通手段を確保できる場合は貸し出しの対象外とします。

貸出条件

- ・最少乗車人員はおおむね10人です。人数が少ない場合、お断りする場合があります。
- ・運行可能地域は原則、四国内です。
- ・貸出可能日数は、1回の予約につき連続して使用できる日数は、原則上限3日間です。
- ・貸出可能日は、下記のとおりです。
 - A.高知200さ785：12月29日から翌年1月3日を除く日
 - B.高知200さ678：小中学校の長期休業期間を除く平日のみ（公共的団体が使用する場合）
：12月29日から翌年1月3日を除く日（町立小中学校が使用する場合）
- ・運転者は下記の要件を全て満たしている方とし、公用車使用団体の責任において確保してください。
 - ◇貸出対象車両の運転に必要な免許を有していること。
 - ◇当該車両を安全に運転するために必要な知識を有し、公用車使用団体によって当該車両の運転者として適任と判断されること。
 - ◇使用予定日から起算して過去5年間に運転免許の取り消しの行政処分を受けていないこと。
- ・燃料費、高速道路使用料、駐車場使用料、運転者謝金は、公用車使用団体が実費を負担してください。

注意事項

- ・車両の仮予約をしてから、申請をしてください。仮予約は使用予定日の3カ月前から可能です。
- ・事故が発生した場合は、速やかに運行管理主管課に報告してください。
- ・事故により損害が生じた場合、町は加入している自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険の補償の範囲内で対応します。補償の範囲を超えて損害が生じた場合は、公用車使用団体及び運転者の責任に応じて負担していただきます。
- ・その他「四万十町公用車貸出事業に関する規程」、「利用マニュアル」、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」を遵守してください。

お問合せ先

総務課
学校教育課
十和地域振興局 地域振興課

TEL：0880-22-3111
TEL：0880-22-2594
TEL：0880-28-5111

申請先はこちら



※車両の仮予約をしてから
申請してください。